

資料

平成 2 9 年第 4 回定例市議会議案  
条例新旧対照表

議案第 4 9 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正案	1
議案第 5 0 号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	2
議案第 5 1 号	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案	3
議案第 5 2 号	藤井寺市営住宅条例の一部改正について 藤井寺市営住宅条例の一部改正案	4
議案第 5 3 号	藤井寺市道路占用料条例等の一部改正について 藤井寺市道路占用料条例の一部改正案（第 1 条関係） 藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正案（第 2 条関係） 藤井寺市法定外公共物管理条例の一部改正案（第 3 条関係）	6 1 0 1 3
議案第 5 4 号	藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について 藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正案	1 8
議案第 5 5 号	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	1 9

議案第49号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p><b>第3条</b> 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 寄附を受けた自治会館、地区会館その他集会施設の用に供する財産で、自治会等が管理しているものを当該自治会等（地方自治法第260条の2第1項の規定による認可を受けたものに限る。）に譲渡するとき。</u></p>	<p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p><b>第3条</b> 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

議案第50号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当する者とする（第40条において同じ。）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の4第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当する者とする（第40条において同じ。）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

議案第51号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(受給資格等の確認)</p> <p><b>第8条</b> 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p><b>第15条</b> 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p><b>第8条</b> 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p><b>第15条</b> 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第9項</u>の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第52号

藤井寺市営住宅条例の一部改正について

○藤井寺市営住宅条例（平成9年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(家賃の額)</p> <p><b>第23条</b> 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第25条の規定による入居者からの収入の申告に基づき、第3項で定める近傍同種の住宅の家賃以下で<u>公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）</u>第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	<p>(家賃の額)</p> <p><b>第23条</b> 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第25条の規定による入居者からの収入の申告に基づき、第3項で定める近傍同種の住宅の家賃以下で<u>政令第2条</u>に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>(家賃の特例)</p> <p><b>第24条</b> 市長は、法第40条第1項の規定により入居者を入居させる場合又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、前条第1項、第4項又は第5項の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(家賃の特例)</p> <p><b>第24条</b> 市長は、法第40条第1項の規定により入居者を入居させる場合又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、前条第1項、第4項又は第5項の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
<p>(収入の申告)</p> <p><b>第25条</b> 入居者は、毎年度、市長に対し、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第7条</u>に規定する方法により<u>政令第1条第3号</u>に規定する収入を申告しなければ</p>	<p>(収入の申告)</p> <p><b>第25条</b> 入居者は、毎年度、市長に対し、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第8条</u>に規定する方法により<u>政令第1条第3号</u>に規定する収入を申告しなければ</p>

改正後	改正前
<p>ならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(明渡しの費用)</p> <p><b>第34条</b> 法第29条第5項、第32条第2項若しくは第38条第3項又は前条第3項の規定により、市営住宅を明け渡さなければならない者は、当該明渡しに要する費用及びそのために生ずる全ての損害を負担しなければならない。</p> <p>(高額所得者に係る明渡期限の延長)</p> <p><b>第36条</b> 法第29条第8項の条例で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>ならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(明渡しの費用)</p> <p><b>第34条</b> 法第29条第4項、第32条第2項若しくは第38条第3項又は前条第3項の規定により、市営住宅を明け渡さなければならない者は、当該明渡しに要する費用及びそのために生ずる全ての損害を負担しなければならない。</p> <p>(高額所得者に係る明渡期限の延長)</p> <p><b>第36条</b> 法第29条第7項の条例で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

議案第53号

藤井寺市道路占用料条例等の一部改正について

○藤井寺市道路占用料条例（昭和34年藤井寺市条例第38号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後				改正前				
<b>別表</b> （第3条関係）				<b>別表</b> （第3条関係）				
<u>道路占用料金表</u>				<u>道路占用料金表</u>				
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	電柱	3,600円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	2,600円	
		支柱	3,600円		電話柱		1,100円	
		支線柱	1,700円		その他の柱		170円	
		支線	710円		共架電線・その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円	
	電話柱	電話柱	1本につき1年		2,100円	地下電線・その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円
		支柱			2,900円	路上に設ける変圧器		1個につき1年
		支線柱			1,600円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
		支線			710円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100円
	その他の柱類		210円		郵便差出箱	1,300円		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	21円					
	地下電線その他地下に設ける線類		13円					
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	4,200円					



改正後				改正前				
	及び公衆電話所				広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	5,800円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱							1,800円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,200円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,400円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	87円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年	150円	
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		130円			外径が0.1メートル未満のもの	210円
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		190円			外径が0.1メートル以上0.2メートル未満のもの	440円
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		250円			外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1,100円
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		380円			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1,600円
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		500円			外径が1メートル以上のもの	1,700円
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		870円	マンホール・管路等これらに類するもの	1,700円		
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,300円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	3,400円		
							法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路
					地下に設ける通路	1,900円		
					その他のもの	3,400円		
				法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	50円	
					その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	580円	

改正後					改正前				
		外径が1.00メートル以上のもの		2,500円	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	580円
	マンホールその他これに類するもの			1,300円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,800円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	4,200円		標識		1本につき1年	3,400円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			2,100円		旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	50円
	地下に設ける通路			1,300円			その他のもの	1本につき1月	340円
	その他のもの			4,200円		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	50円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しの際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	42円		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,300円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	420円			その他のもの		1,100円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	420円		政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	580円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,200円		その他のもの		1メートル又は1平方メートルにつき1年	3,400円以内の額
	標識			1本につき1年	3,400円				
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しの際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	42円				
		その他のもの		1本につき1月	420円				
	幕	祭礼、縁日その他の催しの際し、一時的		その面積1平方メートルにつき	42円				

改正後				改正前	
		に設けるもの	1日		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	420円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,200円	
		その他のもの		2,100円	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	420円		
その他のもの		1メートル又は1平方メートルにつき1月	420円 以内の額		

○藤井寺市準用河川占用料徴収条例（平成12年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表  
（第2条関係）

改正後				改正前				
<b>別表（第2条関係）</b>				<b>別表（第2条関係）</b>				
占用物件		単位	占用料	種別	占用の目的	単位	占用料 (年額)	
電柱	電柱	1本につき1年	3,600円	第1種	工作物の設置を伴う土地の占用	1平方メートル	150円	
	支柱		3,600円					
	支線柱		1,700円					
	支線		710円					
電話柱	電話柱		2,100円	第2種	工作物の設置を伴わない土地の占用	1平方メートル	75円	
	支柱		2,900円					
	支線柱		1,600円					
	支線		710円					
その他の柱類				210円	第3種	電柱、信号標その他これらに類するものによる土地の占用	1本	610円
共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	21円				
地下電線その他地下に設ける線類		13円						
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,200円	第4種	上水道、電らん、ガス管その他これらに類するものによる土地の占用	外径40センチメートル未満	1メートル	70円
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,200円			外径40センチメートル以上100センチメートル未満	1メートル	200円
						外径100センチメートル以上	1メートル	400円
水管、下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	87円	第5種	流水の占用	毎秒1立方メートル	340,000円	
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		130円					
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		190円					
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		250円					

備考

- 1 占用の期間が1年に満たないときは、月額をもって計算し、月の中途において占用を開始し、又は終了する場合における当該月については、それぞれ1月とする。
- 2 占用料の算定基礎となる占用面積、長さ又は水量について、1メートル、1平方メートル又は1立方メートルに満たない端数があるときは、これをそれぞれ1メートル、1平方メートル又は1立方メートルとする。

改正後			改正前
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		380円
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		500円
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		870円
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,300円
	外径が1.00メートル以上のもの		2,500円
	マンホールその他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,300円
工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設 土石、竹木、瓦その他の工事中材料	1メートル又は1平方メートルにつき1月	420円	
橋りょう、栈橋、上屋その他のこれらに類する 工作物	1平方メートルにつき1年	360円	
工作物の設置を伴わない土地の占有	1平方メートルにつき1年	75円	
備考			
<u>1 占有の期間が1年に満たないときは、月額をもって計算し、月の中途において占有を開始し、又は終了する場合における当該月については、それぞれ1月とする。</u>			
<u>2 占有料の算定基礎となる占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u>			
<u>3 1件の占有料の額が100円に満たないときは、100円とし、100円以上のものに</u>			

改正後	改正前
<u>ついて10円に満たない端数があるときは、これを10円とする。</u>	

○藤井寺市法定外公共物管理条例（平成17年藤井寺市条例第5号） 新旧対照表  
（第3条関係）

改正後	改正前																								
<p>（使用料）</p> <p><b>第6条</b>（略）</p> <p><u>2 使用料の額については、別表に定めるもののほか、藤井寺市道路占用料条例（昭和45年藤井寺市条例第9号）別表の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 使用料の徴収については、藤井寺市道路占用料条例第3条の規定を準用する。この場合において、同条中「占用料」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（使用料の減免）</p> <p><b>第7条</b> 市長は、次の各号に掲げる物件について、特に必要があると認めるときは、使用者の申請に基づき使用料を減免することができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）<u>街路照明灯</u>のため使用するとき。</p> <p>（6）（略）</p> <p><b>別表</b>（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">水路使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用の目的</th> <th>単位</th> <th>使用料 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>工作物の設置を伴う土地の使用 (橋りょう、上屋その他これらに類するものを設置するもの)</td> <td>1平方メートル</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>工作物の設置を伴わない土地の使用</td> <td>1平方メートル</td> <td>75円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用の目的	単位	使用料 (年額)	第1種	工作物の設置を伴う土地の使用 (橋りょう、上屋その他これらに類するものを設置するもの)	1平方メートル	360円	第2種	工作物の設置を伴わない土地の使用	1平方メートル	75円	<p>（使用料）</p> <p><b>第6条</b>（略）</p> <p><u>2 前項に規定する使用料の額については、別表第1及び別表第2によるものとする。</u></p> <p>（使用料の減免）</p> <p><b>第7条</b> 市長は、次の各号に掲げる物件について、特に必要があると認めるときは、使用者の申請に基づき使用料を減免することができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）<u>街路灯又は防犯灯</u>のため使用するとき。</p> <p>（6）（略）</p> <p><b>別表第1</b>（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">水路使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用の目的</th> <th>単位</th> <th>使用料 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>工作物の設置を伴う土地の使用</td> <td>1平方メートル</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>工作物の設置を伴わない土地の使用</td> <td>1平方メートル</td> <td>75円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用の目的	単位	使用料 (年額)	第1種	工作物の設置を伴う土地の使用	1平方メートル	150円	第2種	工作物の設置を伴わない土地の使用	1平方メートル	75円
種別	使用の目的	単位	使用料 (年額)																						
第1種	工作物の設置を伴う土地の使用 (橋りょう、上屋その他これらに類するものを設置するもの)	1平方メートル	360円																						
第2種	工作物の設置を伴わない土地の使用	1平方メートル	75円																						
種別	使用の目的	単位	使用料 (年額)																						
第1種	工作物の設置を伴う土地の使用	1平方メートル	150円																						
第2種	工作物の設置を伴わない土地の使用	1平方メートル	75円																						

改正後	改正前																																			
	第3種	電柱、信号標その他これらに類するものによる土地の使用	1本	610円																																
	第4種	上水道、電らん、ガス管その他これらに類するものによる土地の使用	外径0.4メートル未満	1メートル	70円																															
			外径0.4メートル以上1メートル未満	1メートル	200円																															
			外径1メートル以上	1メートル	400円																															
	<b>別表第2</b> (第6条関係)																																			
	里道使用料金表																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1133 751 1794 794">使用物件</th> <th data-bbox="1798 751 1986 794">単位</th> <th data-bbox="1991 751 2132 794">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 794 1323 1399" rowspan="10">電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物</td> <td data-bbox="1328 794 1794 837">電柱</td> <td data-bbox="1798 794 1986 922" rowspan="3">1本につき1年</td> <td data-bbox="1991 794 2132 837">2,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 841 1794 884">電話柱</td> <td data-bbox="1991 841 2132 884">1,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 887 1794 930">その他の柱</td> <td data-bbox="1991 887 2132 930">170円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 933 1794 976">共架電線・その他上空に設ける線類</td> <td data-bbox="1798 933 1986 1018" rowspan="2">長さ1メートルにつき1年</td> <td data-bbox="1991 933 2132 976">10円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 979 1794 1023">地下電線・その他地下に設ける線類</td> <td data-bbox="1991 979 2132 1023">5円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 1026 1794 1110">路上に設ける変圧器</td> <td data-bbox="1798 1026 1986 1110">1個につき1年</td> <td data-bbox="1991 1026 2132 1110">1,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 1114 1794 1233">地下に設ける変圧器</td> <td data-bbox="1798 1114 1986 1233">使用面積1平方メートルにつき1年</td> <td data-bbox="1991 1114 2132 1233">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 1236 1794 1321">変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td data-bbox="1798 1236 1986 1321" rowspan="2">1個につき1年</td> <td data-bbox="1991 1236 2132 1321">3,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 1324 1794 1367">郵便差出箱</td> <td data-bbox="1991 1324 2132 1367">1,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 1370 1794 1399">広告塔</td> <td data-bbox="1798 1370 1986 1399">表示面積1平</td> <td data-bbox="1991 1370 2132 1399">5,800円</td> </tr> </tbody> </table>					使用物件		単位	使用料	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	電柱	1本につき1年	2,600円	電話柱	1,100円	その他の柱	170円	共架電線・その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円	地下電線・その他地下に設ける線類	5円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,700円	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100円	郵便差出箱	1,300円	広告塔	表示面積1平	5,800円
	使用物件		単位	使用料																																
	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	電柱	1本につき1年	2,600円																																
		電話柱		1,100円																																
その他の柱		170円																																		
共架電線・その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	10円																																	
地下電線・その他地下に設ける線類			5円																																	
路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,700円																																	
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	1,000円																																	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	3,100円																																	
郵便差出箱			1,300円																																	
広告塔		表示面積1平	5,800円																																	



改正後	改正前			
			方メートルにつき1年	
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	3,400円
		外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150円
		外径が0.1メートル以上0.2メートル未満のもの		210円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		440円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,100円
		外径が1メートル以上のもの		1,600円
	マンホール・管路等これらに類するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,700円	
	鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設		使用面積1平方メートルにつき1年	3,400円
	地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路		3,900円
		地下に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	1,900円
		その他のもの		3,400円
	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	50円
		その他のもの	使用面積1平	580円

改正後	改正前			
			方メートルにつき1月	
	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	580円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,800円
	標識		1本につき1年	3,400円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	50円
		その他のもの	1本につき1月	340円
	幕（工事用施設であるものを除く）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	50円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	580円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,300円
		その他のもの		1,100円
	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、瓦その他の工事用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	580円
	その他のもの		1メートル又	3,400円以

改正後	改正前	
		は1平方メー トルにつき1 年 内の額

議案第54号

藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について

○藤井寺市生涯学習審議会条例（平成12年藤井寺市条例第24号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に定めるもののうちから委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 公募により選出された者</u></p>	<p>(組織)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に定めるもののうちから委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

議案第55号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事又はその他都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の4第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

